要求水準書(案)からの変更内容一覧

女 不	<u>小斗</u>	〈準書(案)からの変更内谷一覧								見					
No	頁	第1	1.	(1)	ア	(ア)	а	a)	i)			変更前			変更後
1	11	第1	6	(2)	ゥ					学校の日程 (長期休業期 間)	区 分 学年始め休業日	期 間 4月1日から4月5日まで			期 間 4月1日から4月 <u>6日*</u> まで 管理規則の改正に伴い、令和5年4月1 の期間が「4月5日」から「4月6日」に変
2	12	第1	6	(3)						供食数	は、下表の「配送校及 児童生徒数等の推移」 考とすること。なお、事	-が給食を提供する配送校及び配食数で配食数等」のとおりであり、配送校らについては、「資料5児童生徒推計」を 業期間中に調理能力の範囲内においかのであり、である。 では、「資料5児童生徒推計」を では、「資料5児童生徒を のである。 「対しているため留意する。」を 「対しているため留意する。」を 「対しているため留意する。」を 「対しているため留意する。」を 「対しているだ及び配き、できます。」を 「対しているが、できます。」を 「対しているが、できます。」を 「対しているが、できます。」が、「対している。」が、「対している。」が、「対している。」が、「対している。」が、「対している」が、「対している。」が、「対している。」が、「対している。」が、「対している」が、「対している。」が、「対している。」が、「対している。」が、「対している。」が、「対している」が、「対している。」が、「いる。」は、「いる。」は、いる。」は、いる。」は、いる。」は、いる。」は、いる。」は、いる。」は、いる。」は、いる。」	の :参 ハ	は、下表の「配送校及で 児童生徒数等の推移に 参考とすること。なお、 て、配送校を変更(追加	が給食を提供する配送校及び配食数等が配食数等」のとおりであり、配送校のこついては、「資料5 児童生徒推計」を事業期間中に調理能力の範囲内においりする予定としており、 <u>その際には事業</u> 別に対応すること(「資料6 配送校の推
3	14	第2	1	(1)	イ	(ア)	g)調理に係るエリア。以下同様)から完			、防虫防鼠のために、 <u>隔壁により食品を</u> 処理室並びに非汚染作業区域から完 と。
4	15	第2	1	(1)	1	(1)	d			一般エリア		-		調理従事者と来訪者の 特に避難所及び投票所	「る諸室、廊下及びトイレ等については、 ・動線が交差しないように計画すること。 「としての多目的研修室の活用を想定し 配慮するとともに休日や夜間の開設にも ること。
5	16	第2	1	(1)	ゥ	(ア)					調理従事者用便所 備蓄倉庫			調理従事者用 <u>トイレ</u> 防災用食糧備蓄庫	
6	17	第2	1	(1)	ゥ	(ア)				市専用部分	市職員用便所			市職員用 <u>トイレ</u>	
7	17	第2	1	(1)	ゥ	(ア)					業者用更衣室 事業者用便所			<u>事業者用</u> 更衣室 調理従事者用トイレ	
8	17	第2	1	(1)	ゥ	(ア)					来客用便所 多目的便所			来客用 <u>トイレ</u> 多目的 <u>トイレ</u>	

No	頁	第1	1.	(1)	ア	(ア)	а	a)	i)	項目等	変更前	変更後
9	22	第2	1	(4)	ア	(ア)	f			電気設備	ス以上、調理に関する下処理室、煮炊き調理室、和え物室、揚	照明設備は、食材を検収する検収室では作業台面で750ルクス以上、調理に関する下処理室、煮炊き調理室、和え物室、 <u>揚げ物・焼き物・蒸し物室</u> 、洗浄室では作業台面で500ルクス以上、これら以外の休憩室、トイレ及び廊下等では作業台面で200ルクス以上の照度を得ることができる設備とし、さらに、必要に応じて手元灯等を設置する等、十分な明るさが得られるよう計画すること。
10	23	第2	1	(4)	1	(ア)	b			空調設備	調理エリアには、温度(25℃以下)、湿度(80%以下)のコントロールができる空調設備を設けること。	調理エリア <u>(給食エリア内の調理に係るエリア。以下同様)</u> には、温度(25℃以下)、湿度(80%以下)のコントロールができる空調設備を設けること。
11	23	第2	1	(4)	イ	(イ)	а			換気設備	特に、揚物・焼物・蒸し物室には、臭気を低減するよう脱臭装置を設置すること。	
12	28	第2	2							設計業務対 象施設に係 る要件	立制(A・B・C)では、3献立のうちA・B献立の8,000食分については、主菜の組合せにより揚げ物のフライヤーと焼き物・蒸し物のスチームコンベクションオーブンは4,000食分の調理能力があれば良いが、主食、汁物・煮物、副菜については同日に提供する可能性があるため、それぞれ8,000食分の調理能力を必要とする。また、3献立のうちC献立の4,000食分については、A・B献立の調理設備と関係なく献立を作成するため、すべての調	理設備において4,000食分の調理能力を必要とする(「資料8献立案と調理能力の考え方」参照)。このことから、調理設備の
13	29	第2	2	(1)						検収室	添物(ジャム、チーズ等)の荷受けを行うこと。なお、荷受室をコンテナ室側に設置する場合には、同様に仕分室も設置すること。	-
14	29	第2	2	(1)						調味料計量 室	電動式缶切り機、高速ミキサーを設置すること。	<u>電動式缶切り機</u> を設置すること。
15	30	第2	2	(1)						油庫	揚物機等に使用する油の保管・保存及び廃油の保管を行う室 (庫)を設置すること。	揚げ物機等に使用する油の保管・保存及び廃油の保管を行う室(庫)を設置すること。

No	頁	第1	1.	(1)	ア	(ア)	а	a)	i)	項目等	変更前	変更後
16	31	第2	2	(1)						野菜上処理 (切裁)室	フードスライサー及びさいの目切り機を設置すること。	フードスライサー、さいの目切り機 <u>及び高速ミキサー</u> を設置すること。
17	32	第2	2	(1)						室	調理室は、3 献立を調理する際に複数の釜での調理や配缶作業を同時に行うことから十分な作業スペースを確保すること。特に、回転釜については、2 人の作業員が向き合って混ぜ合わせることができる配置とすること。	調理室は、3献立を調理する際に複数の釜での調理や配缶作業を同時に行うことから十分な作業スペースを確保すること。
18	33	第2	2	(1)							容器・器具洗浄室は、各調理室用として、野菜類用と肉・魚・卵類用に区分して設置すること。	容器・器具洗浄室は、 <u>非汚染作業区域の各調理室用として設</u> 置すること。
19	34	第2	2	(1)						その他の区 域	調理従事者用便所	調理従事者用トイレ
20	34	第2	2	(1)						その他の区 域	備蓄倉庫	防災用食糧備蓄庫
21	34	第2	2	(1)						備蓄庫	本市で調達する防災用食糧(近隣避難所用)を備蓄可能な10㎡程度の防災用食糧備蓄庫を容易に搬入・搬出できる位置に設けること。なお、事業者の提案により給食が提供できない場合に備えて、備蓄物資(レトルト食品)を保管する場合は、当該備蓄倉庫と別に確保すること。	本市で調達する防災用食糧(近隣避難所用)を備蓄可能な10 ㎡程度の防災用食糧備蓄庫を容易に搬入・搬出できる位置に 設けること。なお、事業者の提案により給食が提供できない場 合に備えて、備蓄物資(レトルト食品)を保管する場合は、当該 防災用食糧備蓄庫と別に確保すること。
22	35	第2	2	(2)						本市専用部 分	市職員用便所	市職員用トイレ
23	35	第2	2	(2)						事業者専用 部分	事業者利用部分	事業者 <u>専用部分</u>
24	35	第2	2	(2)							事業者用便所 a. 事業者用トイレを男女比率に応じて男女別に設置すること。	<u>調理従事者用トイレ</u> a <u>調理従事者用</u> トイレを男女比率に応じて男女別に設置する こと。
25	36	第2	2	(2)						共有部分	来客用便所、多目的便所	来客用トイレ、多目的トイレ

No	頁	第1	1.	(1)	ア	(ア)	а	a)	i)	項目等	変更前	変更後
26	43	第3	3	(4)	ア	(+)					近隣の西浦上小学校の改築に伴い、一時的に事業予定地のグラウンド部分に仮置き土が行われるため、改築工事の施工者等と連絡調整を適切に行うこと。	近隣の西浦上小学校の改築に伴い、令和5年11月から令和6 年5月頃まで事業予定地のグラウンド部分を残土仮置き場(約 2,000㎡)として、また、令和5年11月頃から最長令和7年3月頃 までコンクリート積替え場所(20×15m程度)として使用するた め、改築工事の施工者等と連絡調整を適切に行うこと。なお、 確保する場所は事業者の提案によるものとする。
27	56	第5	1	(4)						務計画書	なお、維持管理業務計画書は、当該業務実施年度の前年度の 1月末日(最初の業務実施年度に係る維持管理業務計画書に ついては中部学校給食センターを本市へ引き渡す予定日の2 ヶ月前の日)までに本市へ提出すること。	なお、維持管理業務計画書は、当該業務実施年度の前年度の 1月末日(最初の業務実施年度に係る維持管理業務計画書に ついては中部学校給食センター <u>の引き渡し予定日</u> の2ヶ月前の 日)までに本市へ提出すること。
28	57	第5	1	(7)	イ					制の届出	務責任者及び業務担当者の経歴を明示した履歴書並びに名	事業者は、維持管理業務の実施に当たって、その実施体制(業務責任者及び業務担当者の経歴を明示した履歴書並びに名簿等を含む。)を中部学校給食センターの引き渡し予定日の2ヶ月前の日までに本市に届け出ること。
29	59	第5	4	(1)						の管理業務	事業者は、中部学校給食センターの運営に支障をきたさないよう施設運営上必要な什器・備品等を適切に整備し、管理を行うこと。なお、ここでいう什器・備品等とは、比較的長期間(概ね3年以上)にわたって、その性質、形状を変えることなく使用に耐えうるもので、一品又は一組の価格(消費税及び地方消費税相当額を含めた額)が5万円以上の物品をいう。	المالية
30	60	第5	4	(2)						台帳の整備		事業者は、中部学校給食センターの什器・備品等に関する台帳(品名、規格、金額(単価)、数量、設置場所等)を作成し、適切に管理すること。なお、台帳の作成が必要な什器・備品等とは、比較的長期間(概ね3年以上)にわたって、その性質、形状を変えることなく使用に耐えうるもので、一品又は一組の価格(消費税及び地方消費税相当額を含めた額)が5万円以上の物品をいう。ただし、机(演台等を含む。)、椅子、書棚(ロッカー、金庫等を含む。)及びパソコンは価格に関わらず備品として台帳を作成すること。
31	63	第5	9	(1)	ア					画	間全体の長期修繕(保全)計画を作成し、本市に提出すること。	初年度の長期修繕(保全)計画は、中部学校給食センターの引

No	頁	第1	1.	(1)	ア	(ア)	а	a)	i)	項目等	変更前	変更後
32	64	第5	9	(2)	ゥ						供用開始に合わせた配送校の整備(スロープ若しくはプラット ホームの設置又は建具の取替等)は本市で実施するが、供用 開始後の本事業の業務による配送校の損害等の補修は事業 者で実施すること。また、軽微な段差を越えるための簡易的な スロープ及びタイル・レール等を保護するためのマット・鉄板等 は事業者で用意すること。	-
33	66	第6	1	(4)						画書	なお、運営業務計画書は、当該業務実施年度の前年度の1月末日(最初の業務実施年度に係る運営業務計画書については中部学校給食センターを本市へ引き渡す予定日の2ヶ月前の日)までに本市へ提出すること。	末日(最初の業務実施年度に係る運営業務計画書については
34	67	第6	1	(7)	イ					制の届出	要な人員を配置し、その実施体制(業務従事者の経歴を明示した履歴書及び資格証書(有資格者の場合)等を含む。)を開業	
35	67	第6	1	(7)	ゥ	(ア)					者、運営業務責任者、検収責任者、食物アレルギー対応食調理主任、配送責任者及び食品衛生責任者(以上を総称して「業務責任者」という。)、並びにその他業務遂行に最適と思われる	事業者は、適切な業務を実施できるよう、運営業務の総括責任者、運営業務責任者、運営業務副責任者、検収責任者、食物アレルギー対応食調理主任、配送責任者及び食品衛生責任者(以上を総称して「業務責任者」という。)、並びにその他業務遂行に最適と思われる業務担当者を選任し、報告すること。
36	68	第6	1	(7)	ウ	(ク)					事業者は、配送責任者として、学校給食に係る配送・回収業務の実務経験が2年以上の者を、当該配送・回収業務を実際に行う企業の正規職員として1 名配置させること。	事業者は、配送責任者として、学校給食に係る配送・回収業務の実務経験が2年以上の者を、当該配送・回収業務を実際に行う企業の正規職員として1名配置させること。ただし、学校給食の衛生管理やコンテナの取り扱いに関する研修等を行い、十分な理解を得ていると認められる場合には、学校給食以外の配送・回収業務の実務経験が2年以上の者を配置することも可能とする。

No	頁	第1	1.	(1)	ア	(ア)	a a) i) 項目等	変更前		変更後
									食材保管	食材は、給食で使用する日の前日や土日・祝日前に納入されることを想定し、数日分の食材を保管するための容器(プラスケット等)及び保管場所(冷蔵庫・冷凍庫等)を十分に準備する		るにあたり、数日分の食材を保管する ト等)及び保管場所(冷蔵庫・冷凍庫等)
										項目食品	納品日	食 品
										前日生鮮青果物・冷凍及び冷蔵品等	前 日	生鮮青果物・冷凍及び冷蔵品等
										当日肉・生鮮青果物等	当 目	肉・生鮮青果物等
										その他乾物・調味料・米等	<u>週1~2回程度</u>	乾物・調味料・米・ <u>冷凍品</u> 等
37	70	第6	2	(2)						ため、同一の食材であっても複数の納入業者から調達する場合がある。また、当日納品される豆腐、こんにゃく及びかまぼこ等は、カットが必要な状態で納品される。	場合がある。また、前日や連休を挟む場合には品時間帯は今後納入業 ※冷凍品を極力使用せため、同一の食材である。また、豆腐、こ要な状態で納品される。	当日納品とする場合がある。なお、納者と協議のうえ決定する予定である。ず、地元産の食材を優先して調達するっても複数の納入業者から調達する場こんにゃく及びかまぼこ等は、カットが必
38	71	第6	3	(4)	ア				釜調理	小学校と中学校では、可能な限り別の釜を使用して調理すること。調理の最終段階で釜の中心温度を測定する場合は、最も熱が通りにくい具材を選び測定し、中心温度が75℃以上で1分間以上(二枚貝等ノロウイルス汚染のおそれのある食品の場合は85~90□で90秒間以上)加熱されたことを確認し、記録すること。	と。調理の最終段階でst熱が通りにくい具材を選 間以上(二枚貝等ノロウ	全の中心温度を測定する場合は、最も び測定し、中心温度が75℃以上で1分 イルス汚染のおそれのある食品の場
39	71	第6	3	(5)					揚げ物・焼き 物・蒸し物調 理	揚物・焼物・蒸し物調理	<u>揚げ物・焼き物</u> ・蒸し物i	周 理
40	71	第6	3	(5)	ア					調理中の食品の中心温度を常時計測し、75℃以上で1分間以上(二枚貝等ノロウイルス汚染のおそれのある食品の場合は85~90□で90秒間以上)加熱したことを確認し記録すること。	上(二枚貝等ノロウイル	度を常時計測し、75℃以上で1分間以ス汚染のおそれのある食品の場合は)加熱したことを確認し記録すること。
41	71	第6	3	(5)	1					揚物調理に使用する食油は、調理当日に揚物機に入れ、設定 温度に達してから 調理を行うこと	<u>揚げ物</u> 調理に使用する 設定温度に達してから記	
42	71	第6	3	(6)	ア				和え物調理	食品加熱時の中心温度に留意し、75°C以上で1分間以上(二枚 貝等ノロウイルス汚染のおそれのある食品の場合は85~90口 で90秒間以上)加熱したことを確認し記録すること。	貝等ノロウイルス汚染σ	

No	頁	第1	1.	(1)	ア	(ア)	а	a)	i)	項目等		変更前					変更後			
43	74	第6	4	(1)	+					稲佐小学校	学校名 稲佐小学校 山里小学校	小荷物専用昇降機名 "	積載量 " "	速度 " "	停止階 " "	学校名 稲佐小学校 山里小学校	小荷物専用昇降機名 三菱小荷物専用昇降機 "	積載量 300kg "	速度 20m/min "	停止階 <u>4停止</u> "
44	76	第6	6	(1)	ア					収業務	が低下しない	回収計画を作成し、運	考慮のよ	- 、本市σ)小•中学	が低下しない校への配送	問理後2時間以内の喫食 ^よう、また、交通渋滞も ・回収計画を作成し、 <u>中₹</u> <u>D2ヶ月前の日</u> までに本す	考慮の」 部学校給	こ、本市の 食センター	小・中学 -の <u>引き</u>
45	77	第6	6	(1)	エ					収業務		<u>における</u> 配送車の誘導 のための補助員を配置					導やコンテナの搬入搬出 して <u>配送員2名以上</u> の体			ため、補
46	77	第6	6	(3)	イ					達	学校(既存の	給食施設を活用する学	校)が運	営期間に	おいて	学校(既存の 配送校に加え 増加する場合	食センターの供用開始時)給食施設を活用する学 わることを想定している。 合は、必要な台数の配送 費用については本市が負	校)が運 <u>その際に</u> 車を適り	営期間に <u>こ配送車の</u> のに調達す	おいて <u>D台数が</u>
47	78	第6	6	(3)	カ							面及び背面には、容易に 一の正式名称を明示す		きる寸法 ⁻	で中部学	校給食センタ いては本市と 食育の啓発	面及び背面には、容易に アーの正式名称を明示す <u>- 協議すること。なお、車</u> や本市の魅力を効果的! 案を期待する。	ることとし 両の余白	し、 <u>明示場</u> 3部分を利	<u> </u>
48	81	第6	6	(5)	ケ					その他		-				ホームの設施 開始後の本語 者で実施する スロープ及び	合わせた配送校の整備 置又は建具の取替等)は 事業の業務による配送を ること。また、軽微な段差 ドタイル・レール等を保護 用意すること。	本市で写 交の損害 を越える	<u> </u>	バ、供用 <u>は事業</u> 易的な